

青梅市工事請負契約最低制限価格設定要領

1 趣旨

この要領は、青梅市（以下「市」という。）が発注する工事の請負契約にかかる競争入札について、青梅市契約事務規則（平成14年規則第22号。以下「規則」という。）第30条の規定にもとづき、最低制限価格を設定することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 対象工事

この要領にもとづき最低制限価格を設定する工事は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、規則第27条の規定にもとづき、最低価格の入札者を落札者とせず他の者を落札者として決定するとき、または青梅市特別簡易型総合評価公募型指名競争入札実施要綱（平成22年11月1日実施）もしくは青梅市特別簡易型総合評価制限付一般競争入札の試行に関する実施要綱（平成24年4月1日実施）にもとづき、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格およびその他の条件を総合的に評価した結果、市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることは、この限りでない。

- (1) 予定価格が1,000万円以上の工事の請負契約のうち、競争入札に付すもの
- (2) 予定価格が130万円以上1,000万円未満の工事の請負契約にかかる競争入札のうち、特に市長が必要と認めるもの

3 最低制限価格の算定方法

予定価格算出の基礎となった次の各号に掲げる額の合計額（発生材（有価物）の売却費等が含まれている場合は、その費用を合算する。）に、消費税および地方消費税の税率を合算した数値に1を加えた数値を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格の10分の9を超える場合にあつては予定価格に10分の9を乗じて得た額とし、10分の7に満たない場合にあつては予定価格に10分の7を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に100分の95を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に100分の55を乗じて得た額

4 特別な場合の措置

市長が特別の理由があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、予定価格の10分の9から10分の7までの範囲内で、別に定めることができる。

5 予定価格を記載した書面への記載

最低制限価格を定めた場合は、規則第17条に規定する予定価格を記載した書面に当該最低制限価格を併せて記載する。ただし、電子入札案件にあっては、最低制限価格を電子調達サービスに登録する。

6 入札参加者への周知

最低制限価格を設けて入札を行う場合は、規則第9条に規定する入札について公告する事項または規則第38条に規定する入札事項の通知に、次に掲げる事項を併せて記載する。

- (1) 最低制限価格を設けていること。
- (2) 最低制限価格を設けた入札において、入札価格（消費税額および地方消費税額を加えた金額）が最低制限価格に満たない場合は、その者を失格とするとともに、再度入札に参加できないものとする。

7 入札経過調書への記載

前項第2号により失格とした者がある場合、規則第31条に規定する入札経過調書には、最低制限価格を下回ったため落札者としないう旨を記載する。

8 実施期日

この要領は、平成21年4月1日から実施する。

9 経過措置

- (1) この要領の一部改正は、平成22年4月1日から実施する。
- (2) この要領の一部改正は、平成22年7月15日から実施する。
- (3) この要領の一部改正は、平成22年11月1日から実施する。
- (4) この要領の一部改正は、平成23年6月1日から実施する。ただし、改正後の要領第3項の規定は、平成23年6月1日以後に入札の公告、入札の通知等をしたものについて適用し、同日前に入札の公告、入札の通知等をしたものについては、なお従前の例による。
- (5) この要領の一部改正は、平成24年4月1日から実施する。
- (6) この要領の一部改正は、平成25年6月1日から実施する。ただし、

改正後の要領第3項の規定は、平成25年6月1日以後に入札の公告、入札の通知等をしたものについて適用し、同日前に入札の公告、入札の通知等をしたものについては、なお従前の例による。

(7) この要領の一部改正は、平成26年4月1日から実施する。

(8) この要領の一部改正は、平成28年4月1日から実施する。

(9) この要領の一部改正は、平成29年4月1日から実施する。

(10) この要領の一部改正は、平成29年7月1日から実施する。

(11) この要領の一部改正は、平成30年9月1日から実施する。ただし、改正後の要領第3項および第4項の規定は、平成30年9月1日以後に入札の公告または入札事項の通知を行うものから適用し、同日前に入札の公告または入札事項の通知を行ったものについては、なお従前の例による。

(12) この要領の一部改正は、平成31年4月1日から実施する。

(13) この要領の一部改正は、令和2年4月1日から実施する。